

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
9	介護保険関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大湊村は、介護保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

大湊村長

公表日

令和7年5月30日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険関係事務
②事務の概要	・介護保険法に基づき、被保険者に対し、介護保険料を算出し賦課する。 ・介護保険法に基づき、保険給付事業等を行う。 ・特定個人情報ファイルは、次の事務に使用する。 ①保険給付、資格管理 ②保険料の賦課・徴収 ③保健事業 ④宛名台帳の管理 なお、これらの事務に関して、番号法別表第二に基づいて各情報保有機関と中間サーバー、情報提供ネットワークを介して情報の照会と提供を行う。
③システムの名称	介護保険システム、中間サーバーコネクタ、住登外宛名システム、収納管理システム、滞納管理システム
2. 特定個人情報ファイル名	
被保険者台帳情報ファイル、賦課情報ファイル、受給者情報ファイル、給付情報ファイル、収納情報ファイル、滞納情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項及び別表第1(10の項)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 (1) 番号法第19条第8号 (2) 情報提供主務省令の表第一欄が「市町村長」であって第二欄に「予防接種の実施に関する情報」が含まれる項(25、27、28、29、153の項) (3) 情報提供主務省令第27条、第29条、第30条、第31条、第155条 【情報提供の根拠】 (1) 番号法第19条第8号 (2) 情報提供主務省令の表第三欄(情報提供者)が「市町村長」であって、第四欄に「予防接種の実施に関する情報」が含まれる項(25、26、28、153、154の項) (3) 情報提供主務省令第27条、第28条、第30条、第155条、第156条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉保健課
②所属長の役職名	福祉保健課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	大潟村役場総務企画課総務広報班 〒010-0494 秋田県南秋田郡大潟村字中央1番地1 電話番号 0185-45-2111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	大潟村役場総務企画課総務広報班 〒010-0494 秋田県南秋田郡大潟村字中央1番地1 電話番号 0185-45-2111
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年5月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人以上]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年5月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [○]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去

特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
------------------------------------	------------------	--

8. 人手を介在させる作業

[] 人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	申請者からマイナンバーの提供を受けることを基本とし、記載されたマイナンバーの真正性を確認しており、申請者からマイナンバーの提供を受けることができない場合は、氏名、住所、生年月日、性別の4情報で照会している。併せて複数人で確認を行うようにしている。	

9. 監査

実施の有無	[○] 自己点検	[] 内部監査	[] 外部監査
-------	------------	------------	------------

10. 従業者に対する教育・啓発

従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
--------------	--------------	---

11. 最も優先度が高いと考えられる対策

[]全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策] ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	「大潟村行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例」により、特定個人情報等の適正な取り扱いのために各課の事務に応じた対策を検討し、必要な措置を講じているとともに対策は十分であると考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月20日	I関連業務 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一(59の項)	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第1項 別表第1の59項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務政令で定める事務を定める命令第46条	事後	評価書の見直しによる、記載内容の修正
令和1年6月20日	I関連業務 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二(17、82、83の項)	秋田県後期高齢者医療広域連合規約により、市町村の事務においては、情報連携を実施しない。	事後	評価書の見直しによる、記載内容の修正
令和1年6月20日	I関連業務 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	住民生活課長 田中 誠悦	住民生活課長 加島 薫	事後	平成29年4月1日人事異動による
令和1年6月20日	I関連業務 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	住民生活課長 加島 薫	住民生活課長	事後	特定個人情報保護評価指針(平成30年5月21日公布)の様式改正に伴う記載内容の変更
令和1年6月10日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数及び2. 取扱い数 いくつかの時点の計数か	平成27年3月31日時点	平成31年3月31日時点	事後	評価書の見直しによる、記載内容の修正
令和3年4月1日	I関連業務 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	住民生活課長	福祉保健課長	事後	組織再編による
令和5年3月31日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数及び2. 取扱い数 いくつかの時点の計数か	平成31年3月31日時点	令和5年3月31日	事後	評価書の見直しによる、記載内容の修正
令和7年5月30日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数及び2. 取扱い数 いくつかの時点の計数か	令和5年3月31日時点	令和7年5月1日時点	事後	評価書の見直しによる、記載内容の修正
令和7年5月30日	3 個人番号の利用 ②法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 第9条第1項 別表第1の68項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務政令で定める事務を定める命令第50条	番号法第9条第1項 別表第100の項	事後	法令の変更のため
令和7年6月30日	4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二第三欄が「市町村長」の項のうち、第四表に「又は介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報」が含まれる項(第1,2,3,4,6,8,11,26,30,33,39,42,56の2,58,61,62,80,87,90,94,108項) 照会:行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二第一欄が「市町村長」の項のうち、第二欄に「介護保険法による保険給付の支給又は地域支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの」が含まれる項(第93,94項)	【情報照会の根拠】 (1)番号法第19条第8号 (2)番号法第19条第8号に基づく利用特定個人情報提供に関する命令(令和6年5月24日デジタル庁・総務省令第9号。以下「情報提供主務省令」という。)第2条の表第一欄が「市町村長」であって、第二欄に「介護保険法」を含む項のうち本事務に該当するもの(131、132の項) (3)情報提供主務省令第133条、134条 【情報提供の根拠】 (1)番号法第19条第8号 (2)情報提供主務省令第2条の表第三(情報提供者)欄が「市町村長」または「給付の支給を行うこととされている者」を含むものであって第四欄の内容に「介護保険給付等関係情報」または「介護保険法」を含む項(2、3、6、7、11、15、27、38、42、56、65、69、70、80、83、86、87、108、115、116、125、128、132、137、144、145、158、161の項) (3)情報提供主務省令第4条、第5条、第8条、第9条、第13条、第17条、第29条、第40条、第44条、第58条、第67条、第71条、第72条、第82条、第85条、第88条、第89条、第110条、第117条、第118条、第127条、第130条、第134条、第139条、第146条、第147条、第160条、第163条	事後	法令の変更のため
令和7年6月30日	基礎項目評価書様式変更	記載なし	様式追加	事後	